

## 労働委員会って何をするの？

労働委員会は労使間のトラブルを解決するために、法律によって設けられた行政機関です。労使トラブルの自主的な解決が困難な場合に、中立・公正な立場で問題解決のお手伝いをします。



### 労働委員会は三者構成です

三者それぞれの立場を反映させた総合的な観点から、労使トラブルの解決のお手伝いをします。



### 使用者からの「あっせん」申請もOKです。

「あっせん」申請を行っても必ずしも解決策に合意しなければならないものではありません。

## 労使紛争の解決に労働委員会の相談やあっせん制度をご利用になれます。

### 例えば！

- ・団体交渉を求められたが、労働法の知識がなく、交渉の手順も分からぬ。
- ・社外労組から団体交渉を求められたが、対応した経験がない。
- ・雇い止めやパワハラ被害といった個別事案について団体交渉を求められている。

労働委員会をご利用ください



中央労働委員会  
☎ 03-5403-2111  
(都道府県) 労働委員会  
☎ 別添参照



※LRCは(Labor Relations Commission)の略で労働委員会のことです。

このようなことでお困りでしたら、労働委員会に相談してみてはいかがですか？（一部の労働委員会を除く）

## 賃上げ要求で妥結できなかったケース

